

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

5 - 2006

安倍氏先行、追う福田氏 まだ二山も三山も―自民総裁選

大室 真生

(時事通信社政治部長)



きょうからちょうど半年後の九月三十日、小泉純一郎首相の自民党総裁任期切れになる。そしてきょう、株価が五年七カ月ぶりに一万七千円台に戻った。小泉改革の成果なのか、民間が一生懸命汗を流したことの成果なのか、そこは論議があるかもしれない。きょうは、ポスト小泉の話と小泉政権の総括を中心に話したい。

一寸先は闇

今から三十年近く前に政治記者の世界に入った。政界の一寸先は闇だと教えられてきたが、本当にその通りだと思うことにしばしば遭遇した。昨年の「郵政選挙」は想像を超えた圧勝だったが、その後、マンションの耐震偽装、米国産牛肉輸入、ライブドア、防衛施設庁談合、いわゆる四

点セットが出てきて小泉首相はかなり追い込まれるところへいった。選挙直後には考えられなかったほど流れが変わり、首相は「梅咲けど、鶯鳴けど独りかな」という心境になった。しかし、民主党がメール問題にはまって、「私には福の神がついている」という状況になった。われわれが政局を予想しようとしてもなかなか予測のつかない展開になる。ここでポスト小泉を予想するのは冒險ではある。

来年の参院選、いずれあるであろう衆院選などをにらんでいる議員心理と、国民的な人気の面から安倍晋三官房長官がリードしている。安倍氏を軸にしながら、対アジア外交を中心に政策的に安定感がある福田康夫元官房長官が追い上げつつあ

る。麻生太郎外相と谷垣禎一財務相は積極的に外交関係あるいは経済政策の面で発言をして独自色を出そうとしている。

時事の二月の調査では安倍氏が断トツで四四・九%の支持、福田氏が九・六%、麻生氏は三・四%、谷垣氏は二・七%だった。この四人を麻垣康三と呼んでいるが、麻垣康三以外では加藤紘一元幹事長が二・六%、竹中平蔵総務相が一・八%、与謝野馨経済財政担当相、高村正彦元外相は一%未満。麻垣康三以外になる可能性も排除できないが、軸はこの四人だろう。

安倍氏と福田氏の支持の中身を見ると、安倍氏は男性が四四・四%に対して女性は四五・三%、女性の支持が高い。福田氏は男性が一〇・四%に対して女性が八・八%、男性の支持が高いという結果になっている。福田氏は中高年の女性に人気があると思っていたが、イメージと実際の数字はちよつと違う。年齢別では安倍氏は二十代から五十代ぐらゐまで満遍なく支持を集めているが、六十代以上になると落ちてくる。福田氏は二十代が低く五十代、六十代以上のところでは高い。

安倍氏に先頭ランナーのつらさ

この四人について私が接した範囲で簡単に紹介する。

まず安倍氏。五十一歳。私が金丸幹事長番、竹下幹事長番をやっていたころ、竹下登氏と安倍晋太郎氏がライバル関係にあり、竹下蔵相・安倍外相、竹下幹事長・安倍総務会長といった組み合わせ

せで競い合っていた。晋三氏は神戸製鋼を辞めて秘書をやっていた。竹下氏のところへくる晋三氏は三十前後だったろうが、さっそうとした好青年という感じだった。最近も変わらささっそうとしている。ただかつては涼しそうな目だったのが、このごろは目が大きくなって岸信介さんのDNAに近づいたかなという印象を受ける。共同の先輩、野上忠興さんの『気骨 安倍晋三のDNA』を読むと、晋三氏は「外相の秘書官時代の生きた体験がなかったら、日朝交渉、その後の拉致被害者とその家族の問題でも自信をもって行動することはできなかったかもしれない。政治家が行動する上で欠かせない『ぶれない軸』というものを作るのに外相秘書官時代の経験が役に立った」と語っている。晋三氏についてはタカ派とか、岸さんのDNAを引いているとか、よく言われる。安保条約改定に取り組んだおじいさんが原点であることは確かだが、実際の政治の世界でのスタートは父親の下での秘書ならびに秘書官の経験にあった。これが拉致問題で生きて、今日の人気的一面では圧倒的に強いことにつながっている。

昨年の選挙後の組閣で官房長官になってから言動はかなり慎重になっっているが、時々危うさを感じる場面がある。例えば衆院予算委員会でヒューザーの問題が取り上げられて、民主党の真淵澄夫議員に問い詰められたとき、「そのように話を膨らませてまるで特別な関係のように言うこと、それをこそ偽装と言いたい」と色をなして反論してしたが、そういうところに危うさがにじみ出ている。官房長官になって半年ほどだが、押しなべてみれば慎重な言動で安定感が出つつある。政策決定の場面でも主導権を發揮するようになった。皇室典範を見送るときや、日銀の量的緩和と政策解除のときも、小泉首相より安倍官房長官の指導力が透けて見える場面があった。今のところ、先頭ラシナーだが、マラソンでも先頭は風圧が強い。これから逆風が吹くかもしれない。危うさを克服するのは宰相への課題の一つと思う。

安定感が身上的の福田氏

次に福田氏。六十九歳。私が政治記者のスタートを切ったのは福田赳夫首相の総理番だった。康夫氏はお父さんの官邸入りに伴って、石油会社を辞めて首席秘書官をしていた。ガードの堅い印象だった。福田首相は「天の声も変な声がある」と言って辞めたが、大平さんに予備選で負けて、その日、野沢の私邸に帰る寂しい姿をたまたま総理番として見送った。その後、私は前橋支局へ移った。あるとき高崎の福田事務所近くで、ばったり康夫氏に会うと、「どうしたんだ。悪いことをしてシベリア送りになったんだろう」と言われた。意外にさげた柔軟な人なんだと感じた。秘書官時代は守らなければいけない立場だったが、その後政治家になり、さらに官房長官になって円熟味が増すとともに大きく伸びたし、安定感が出てきた。

今やポスト小泉候補。福田氏自身は総裁選に出るとは今のところ一切言わないが、本人が発しているものからは意欲をびんびんと感じる。最近、韓国に行ったし、記者との付き合い方や言動を見ていると、相当に意識している。その根底には官房長官を辞めたときの小泉さんとの路線の違い、距離感があって、この路線のままでもいいのかという思いは、今やより強くなっていると思う。

意外に気配り—麻生氏

麻生外相。六十五歳。記者会見などでよく、「お宅どこの社？」と質問する。べらんめえ調だが、会って話をすると「大室さん、その点はこうなんですよ」といった具合に、初対面でも相手の名前を話の中に入れるなど意外に気配りの人だ。バランス感覚があると思っていたが、最近になって突出発言が多い。中国脅威論、靖国に天皇が参拝できるようにすべきだ、台湾は国家だ、といった発言だ。三月十八日に日米豪の安保協議で訪れたシドニーで同行記者団と懇談して、安倍氏との違いについて「安倍さんの経済はあまりよく見えない」などと発言した。自分は会社経営の経験があるので安倍氏との違いを強調した。ただ所属する河野グループ自体は十一人しかいないのでハドルは高い。

消費税で独自性—谷垣氏

谷垣財務相。六十一歳。非常に落ち着いたバランスのある方という印象だ。よく存在感がないとか、迫力がないとか言われてきたが、昨年の組閣のころから消費税増税法案を二〇〇七年の国会に

出すべきだと言いはじめ、小泉、竹中、中川(秀直)氏のラインとは違う線を出してきた。与謝野・谷垣ラインと中川・竹中ラインが政策論争を激しくやっている。違いを出しながら存在感を出し始めてきている。予算成立の日にも〇七年に法案を出すべきだと、曲げないところを見せた。最近、「改革の目標は弱肉強食ではない、保守政治家が大事にしてきたものは家庭や地域社会の絆、きずな、国と国民の信頼だ」として、絆をキーワードに独自色をアピールしている。

総裁選の仕組み

この四人の争いがどうなるか。党則によると、自民党総裁選の議員の投票日は総裁の任期満了日前十日以内とする。小泉総裁の満了日は九月三十日だから、九月二十日以降が投票日。最近の総裁選は土曜日に行われている。土曜日というと今年は九月二十三日、秋分の日。祝日なのに私たちは激しく仕事をさせられる可能性が高い。告示は投票日の十二日前まで。二十三日なら九月十一日。

投票は議員票と地方票の合計で争う。昨年の衆院選で自民党が圧勝したので議員票の比重が大きくなっている。衆院千葉七区の補選結果によるが、衆院の票は二百九十五―六票、参院は百十三票で合わせて四百八十九票。党員党友票は三百票。四十七都道府県で各三票ずつの基礎票と、党員党友数に応じて比例配分される百五十九票、合わせて三百票。県連ごとに見ると四票から十票だ。前々回までは県連の票は総取り方式といって

一番になった人が全部取る。小泉首相の圧勝につながったが、前回からはドント式で配分することになった。前回、議員票は三百五十七票、今回は四百八十九票。党員党友票は三百票で、議員票の比重が大きい。安倍氏に距離を置く自民党の幹部は、「人気だけで決まるわけではない、議員票がものを言う」と指摘している。

総裁選がどうなるかは半年先の話なので正直、全く分からない。場合によっては党員党友票で流れが決まってしまうこともある。小泉首相が最初に出たときがそうだった。そうならないように、自民党の党則では議員票の開票日に地方票の開票結果も同時に出すことにした。ただ、報道機関が世論調査をしたり情勢取材をするので、地方の情勢が早めに分かっただけで決まる可能性もある。

一方で党則二十三条によると、総裁選挙において有効投票の過半数を得たものがなかった場合は、上位二人による決選投票を行う。その場合は所属国会議員だけによる決選投票になる。ここで二、三位連合が仮に成立すると、一番の人を破る展開もあり得る。国会議員の論理の方が優先する可能性のある仕組みになっている。

森派の動向も焦点

今後の動きを見る上で安倍、福田両氏を抱える森派の動向が大きな焦点になる。森喜朗同派会長は日口賢人会議でモスクワに行った際、内政懇談で「拳党体制ですよ。わが清和会で党内の雰囲気も考えないで次は安倍だ、福田だと言っ

ない。党総裁を選ぶのだから皆から推されるという雰囲気を作らないといけない。だから一太(山本一太参院議員)に言っている。安倍であれ福田であれ、わが派が先頭切つてばかなことをやってはいかんと言っている」と拳党体制を強調した。森氏は昨年暮れごろ安倍温存論を言っていた。

来年の参院選は、小泉首相登場で圧勝したときの議員が改選期になるので、負ける可能性が大きいから、安倍氏は温存した方がいいと言っていたが、最近、温存論のトーンを下げていた。モスクワ懇談では安倍氏、福田氏両方ありで派内の議論を封印しようという態度に出ている。議論を封印せざるを得ない面と、見方によつたら自分が影響力を発揮したい、このまま競う状態を残したいという思いもあるのかなと感じている。

大きな流れとしては、小泉政治の継承の色合いが濃い安倍氏と、小泉首相の進めた改革に修正も必要だとする人たちが集まる形の争い、つまり安倍対反安倍という戦いになるかもしれない。

だが、細川政権以降のこの十年間、二カ月前に首相になると予想されていなかった人ばかりが首相になっていると、加藤紘一氏が言っている。細川氏が首相になるとは誰も思っていなかった。羽田氏、村山氏もしかり。橋本氏、小淵氏、森氏。そして小泉首相も選挙前は勝てると思われていなかったが、田中真紀子氏の応援も得て勝利した。今はまだ六カ月前だから、どうなるか全く分からない。まだまだ二山も三山もある。

経済、アジア外交で大論争を

どういふ総裁選であらねばならないか、何が争点にならなければいけないか。経済政策と対アジア外交が大きな争点になりそうだ。これからの日本が行く末に大きく影響するテーマだから、自民党総裁選で十二分に議論してほしい。

小泉首相の経済政策、特に改革路線について、改革の影、格差社会の問題が言われている。首相は「影なんか無い、勝ち組、負け組があっても負け組みに再挑戦するチャンスがあればいい」と言っている。厚生労働省は、ジニ係数は上昇傾向にあるが、高齢者が増えている人口構成のためで見かけ上にすぎないと説明している。が、私たちの生活実感からすると、やはり格差社会は進んでいるのではないか。統計的にも貯蓄残高ゼロ所帯の割合が九五年は七・九%だったのが、〇五年には二三・八%、ほぼ四所帯に一所帯は貯蓄ゼロ。九五年から十年間で正社員などの正規雇用者は四百七万人減り、非正規雇用者は六百四十九万人増えている。さらに二十歳代前半の男性は非正規雇用の割合が四分の一を超えている。これは将来の格差拡大につながる可能性が大きい。

この格差社会について四人はどう言っているか。麻生氏は、「改革は成功した部分が七で成功していない部分が三、三に對する手当てがなければ世の中がぎすぎすとしたものになる」と言っている。谷垣氏は「改革の目標は弱肉強食でないことを明確に示さなければいけない。絆を大事にし

なさい」と。自由経済至上主義ではないという論点だ。福田氏は小泉首相の構造改革自体は評価しているが、「もちろん弊害が出てくる時があるかもしれない。出てきたら修正したらいい」と述べている。やはり「修正」に言及している。安倍氏は小泉首相の路線を守っていくとみられているが、「大事なものは勝ち組、負け組が固定しないことだ。その知恵を出し合う場を作らせてほしい」と首相に頼み込んで「再チャレンジ推進会議」を安倍氏主導で作った。改革自体は肯定しているが、格差の是正に取り組もうという姿勢を出している。格差を何とかしなければいけない、そのためどうするかをめぐって論争をしてほしい。

経済政策では成長率をめぐっても論争がある。谷垣・与謝野ラインは名目成長率三%程度。竹中・中川ラインは「四%は必要だ。一%の違いは大きい。一%名目成長を高めればそれだけ税収を増やすことができ、いざれ消費税の増税になるにしても率を押しさえ込むことができる」という主張だ。中川政調会長がやっている自民党の財政改革研究会が名目成長率四%を明記した報告案を数日前にまとめた。六月に政府が骨太の方針をまとめるが、そこに向かって論争が激しくなるとともに総裁選自体の論点にもなってくる。消費税をどうするかもこの国の将来に影響する話だから、総裁選できっちりやってほしい。

もう一つが靖国神社参拝問題などの対アジア外交。この問題は争点にするべきではないという人

もいるが、現実にアジア外交が行き詰まっているし、日本がこの地域、アジアでどうやって生きていくのかという日本の生き様そのものにかかわる問題であって、争点にすることを避けるのではなく論議していくべきだ。中国の思いのままになるような争点化をするべきではないとの声もあるが、中国の影響を受けるのではなく、自分たちの国をどう持つていくかという観点からきっちり議論をしていくべきだろう。

靖国について、麻生外相は天皇が参拝すべきだと突出したことも言うが、「個人の行動と閣僚としての行動は違う」と実際の対応では穏やかなことを言っている。安倍氏は官房長官になる前は、「国のために命を落とした人に祈りをささげる義務を投げ出すのならリーダーの資格はない」と言っていたが、官房長官就任のときの会見では、「私も総理と同じように国民の一人として、また政治家として今まで参拝してきた。今までの気持ちをおのまま持ち続けたいと思っている」と。だから首相になっても参拝する含みを持たせていて、先日の予算案でも「気持ちをおのまま持ち続けたい」と言っていた。

谷垣氏は京都の遺族会の会長という立場で個人的には参拝しているが、今年の発言で、「だから参拝しなくていいとは言にくい。ただ他の国との関係を壊していいということにならない。比較考量してリーダーとしてどう判断するかだ」と慎重な姿勢を示している。福田氏は一月、福岡での

講演で「心の問題と言われるなら、対外的に問題にならない方法はないかと思う。首相の立場にはある程度考え方ややり方に制限があると考えていい」と。首相に批判的な立場であるのは、対中韓政策では明らかだと思う。

小泉政権、功と罪

私が見た範囲で小泉政権の功罪に触れてみたい。

小泉政権の下で政治の風景が変わった。小泉首相によって、派閥はつぶされるに近いくらい機能低下させられた。族議員の出番もなくなってきた。一部の有力な人の調整で物事が決まるのではない場面がかなり多くなった。橋本氏が行政改革で官邸機能を強化したが、小泉さんは官邸強化を見事に体現した首相である。首相官邸の権限強化を使いこなし、官邸主導で物事を決める強力な首相を実現してみせた。首相が持つ解散権、人事権、予算編成権を駆使して政策を実現してきた。

郵政選挙を通じて改革路線を定着させたことも功績だろう。公共事業に頼らず成長を実現させたとも言える。

またリスクを負って決断してきたことも評価されるべきだ。日朝交渉は行くまでどうなるか分からない。なまじつかの政治家だったらなかなか決断がつかないが、訪朝して拉致被害者とその家族を連れて帰ったのは小泉さんの実績だ。

よろしくない面としては、武部自民党幹事長は郵政選挙について国民投票のようなものだと

ていたが、選挙がそれでいいのかという疑問がある。政治は間接民主主義でやるわけで、賛成と反対、両方の意見があるとき着地点を見いだすのが政治家の仕事だ。賛成と反対で行き詰まった、参院を通らないから国民に意見を聞こうというのは本当の政治ではないのか。仮に安全保障にかかわる問題で、国をどっちに進めるかというようなきりぎりの調整をしなければいけないと、調整を放棄して国民に聞きましようというのは正しくないと私は思っている。

エリツインが旧ソ連の保守体制を打倒したことは評価できるが、保守勢力との対立に行き詰まると国民投票に持っていった。テレビで盛んに「ダー、ダー、ニエツト、ダー」と投票しましよう」と宣伝する。国民投票の結果がその通りになると、国民は私を支持しているという。そういうやり方が正しいのかどうなのか、そこは良く考えないといけない。

どうしても評価できないのは靖国。首相は先日の記者会見でも「中国、韓国政府が批判するのは分からない。日本のマスコミの人間が批判するのも分からない」と言っていたが、首相が参拝を続けることによって政治レベルの関係が冷え込んでくるのは事実だし、首脳レベルの交流がないことによって滞る面があるのは確かだ。首脳の交流を進める環境を作る方向に努力されるべきだと思う。小泉首相は「心の問題」と言うが、中国、韓国、侵略された国の人、植民地支配を受けた人の

心の問題もある。あちらの心の問題を置いて、自分の心の問題だけ主張されるのは、私の個人的な意見だが、やっぱり正しくないとと思う。

小沢氏は変わるか

民主党はメール問題で、最初の対応を間違えた。どうしていい加減なメールをつかんでしまったかの検証とけじめの二つがないから、いつまでも自民党に攻められて反転攻勢に出られない。けじめは永田寿康氏が議員を辞職すること、本来なら最高トップである前原誠司代表が責任を取ればすつきりするが、執行部ではメール問題を取り扱った直接の責任者である野田さんが辞任を取って辞めた。国会中だから前原さんが辞めるのは難しいとは思ったが、いつまでたつてもぐじゅぐじゅやられている原因は責任問題が明確になつていないからだ。できるだけ早くけじめをつけてもらいたい。

※この講演の翌日、三月三十一日に前原氏が代表を辞任、民主党執行部は総退陣した。四月七日の両院議員総会で実施された代表選で小沢一郎氏が菅直人氏を大差で破り、代表に選出された。小沢氏は「まず何よりも、わたし自身が変わらなければならぬ」と宣言した。自分の耳を疑ったが、その後の小沢氏を見てみると、テレビにも立て続けに出て丁寧説明するなど変身に努力している。民主党の命運にもかかわるのだから、ぜひこの努力を続けてほしい。(本稿は三月三十日、同盟クラブで行われた講演の一部を要約した)

BBCの優位性維持を支援 英「放送白書」に見る改革の行方

小林 恭子
(在英ジャーナリスト)

BBC (英国放送協会) の二〇〇七年から十年間の経営方針、活動内容を規定する「設立許可状」の英政府最終案(「放送白書」)が、三月中旬発表された。

設立許可状は十年ごとに更新されるが、現行の許可状は〇六年末で期限切れとなるため、約三年をかけ、視聴者、有識者らとの意見交換、議論の結果、まとめ上げられたのが今回の最終案だ。これをたたき台として議会で討論を重ね、年内に最終決定となる。

今回の許可状の注目点は、デジタル化、多チャネル化が進む中で、国内最大の公共放送であるBBCが果たす役割や提供するサービスはどうあるべきか、テレビ受信機を持つ家庭から徴収する受信料が全額BBCにつき込まれる制度が、果たして今後十年間も最善および公正な仕組みと言えるかどうかなどだった。〇三年の政府とBBC経営陣との対立をきっかけに起きた、経営の透明度を高める声に応えるための仕組みづくりも目玉の一つだった。

現在、日本で進行中のNHK (日本放送協会) の改革論議でも公共放送としてのNHKの活動内

容、経営の独立性、資金調達方法は是非などが論点になっており、参考になる部分も少なからずあると思われる。

6つの存在目的

新規設立許可状策定に向けての最終案「すべての人に対する公共サービス——デジタル時代のBBC」は全体的にBBC寄り、あるいは政府とBBCとの共同作業とも言える内容となっており、かつての政府とBBC経営陣との対立が、既に全く過去のものとなったかのような印象を与える。

受信料制度は廃止される、あるいは他の公共放送業者とシェアするなどの可能性が一時話題に上ったが、結局は今後十年は維持される見込みとなった。

経営の独立性、透明性を高めるため、これまで経営監督と執行を兼任していた経営委員会は廃止される。代わりに有識者らによる「トラスト」を創設する。トラストは監督を担当し、組織運営は「執行委員会」が行う。また、最終案は十二年に予定されている完全デジタル化への移行の過程でBBCが主導的役割を果たすことを提唱している。

個々のポイントを見ていきたい。

公共放送は何を目的とすべきか? この議論は約八十年前のBBCの創立当時から続いている。初代社長のリース卿は、BBCの目的を「娯楽、教育、情報を提供すること」とした。

これに肉付けをした形で、最終案はBBCの存在目的として以下の六点を挙げた。

- ① 市民権と市民社会の維持
- ② 教育・学習の奨励
- ③ 映画を含め、創造性と文化的優秀性を刺激
- ④ 英国の国、地域、コミュニティを反映
- ⑤ 世界を英国に、英国を世界に伝える
- ⑥ デジタル国家、英国を築き上げるための「信頼に足るガイド」

『インディペンデント』紙は三月十五日付社説の中で「市民権と市民社会の維持」とする部分に言及し、政府権力から独立しているべき存在のメディアが「国策の一環として使われている」として警告を発した。BBCが受信料を払う視聴者のために活動するのは当然としても、存在目的の一つが「市民権と市民社会の維持」で、「愛国心がBBCの価値を測るために使われる」将来に危機感を表明した。

この項に限らず、政府がBBCに国策を実行する上で一定の役割を果たしてほしいと考えていることを示す個所が、最終案では時折見受けられる。デジタル国家としての発展の個所もこれに含まれる。この点は後述したい。

受信料制度は継続

二〇〇三年、BBCは大きな危機に見舞われ

た。BBCラジオの記者が「政府は、イラク戦争開戦の理由付けとして用意した文書の中でイラクの脅威を誇張した」と報道し、これを否定する政府との間で大きな対立が生まれた。○四年、独立調査委員会が「報道には信憑性なし」とする報告書を出し、BBCの社長と経営委員会の委員長は引責辞任をした。

一種のBBCバッシングが続く中、受信料廃止論や他の公共放送業者との間で受信料を共有する案が支持を集めた。結局、政府最終案は現行の受信料制度を今後十年間維持する、とした。

BBCの現行の受信料収入は年間約二十九億(約六千二百七億円)で、一戸当たり年間百三十一・五十(約二万七千円、カラーテレビの場合)だ。BBCは○七年から毎年、物価上昇率に二・三%上乘せした値上げを求めており、この場合、一四年では百八十七(約三万九千円)となる。受信料の値上げ率を決定するのは時の政府だが、夏までに最終決定の予定だ。

過去の例ではBBCの値上げ案がそのまま承認されるが多く、今後十年間、三十億を超える金額が毎年、BBCに安定した収入として入る見込みに民間放送業者は大きく反発している。

民放大手ITVのトップ、チャールズ・アレクサンダー氏は、「巨大な資金に支えられたBBCのおかげで、民間の放送業者が「放送を維持し、番組に投資し、コンテンツサービスを開発し、新たな収入の道を生み出すこと」が不可能になると、『ガ

ーディアン』紙の三月十九日付の紙面で抗議した。最終案は、次の次の十年の設立許可状の期間となる二〇一七年以降も現行のような受信料制度を継続するかに関し、アナログ放送が完全停止となる一二年ごろから検討を始めるとしている。定期契約制、あるいは他の公共放送業者にも受信料を分割配分するなどの可能性もあるとした。

メディア環境が今後数年で大きく変化する点を無視できなかったと見ていいが、どのように検討していくのかの道筋は明らかにされていない。

一方、BBCの受信料は支払率が九五%近くになるが、支払いをしないと、最大で千(約二十万円)の罰金が科せられる。○四年には罰金未払い者四十六人が投獄された。最終案は、こうした措置が厳しすぎたのではないかと反省から、より良い徴収方法を実行するとしている。

支払いを促すために、銀行口座からの振り込み(現在五九%がこの方法を利用)、ネットでの支払い(二・四%)、携帯電話にメッセージを流す(昨年十一月時点で二十五万人が登録)などを増やす。

日本ではNHKが未払いの視聴者に対する懲罰を考慮中という点だが、BBCの場合は、既に投獄という厳しい手段も行った後で、アクセスしやすい支払い方法を提供する方向に転換しつつある。

経営委員会を廃止

BBCは創設以来、経営の監督と執行を組織内

で行う形を取ってきたが、○三年、政府との対立問題を通して、経営委員会の監督機能が十分に働いていなかったことが如実になった。

最終案は、BBCの○四年の提案を踏襲し、経営委員会を廃止するとした。代わりに外部の有識者で作る「トラスト」が監督し、BBCの運営は「執行委員会」が担当する。

しかし、トラストと執行委員会の仕組みは、現行制度と非常に良く似ている。執行委員会はBBC社長マーク・トンブソン氏が委員長となり、トラストは現行の経営委員会委員長マイケル・グールド氏が率いるなど、顔ぶれもほとんど変わらない。

さらに詳細を見ると、新制度に対する疑問がわく。まずBBCが新規サービスを開始する場合、それが十分に公的な価値があるかどうかをトラストが吟味するとしている。これまで十分な吟味なしに新規サービスを展開している、とBBC外部から批判があったことを受けたものだ。また、通信規制団体のオフコムが、該当サービスが民間放送業者に不当な損害を与えないかどうかを、検証することになっている。完全に外部の団体が、BBCのサービス展開にこのような形で介入するのは初めてだ。

こうした点は透明性および監督機能が高まる動きと言えるが、オフコムの結論の後、最終的にそのサービスを開始するかどうかは、トラストが決めることになっている。

結局、最後はBBC内部で物事が決定されてしまふという印象は否めず、今後に課題を残した。

デジタル国家のリーダーを目指す

現在、英国の約四百万戸の家庭がブロードバンドに接続しており、オプコムによると、十年後には三倍から五倍に増加する。

多チャンネルの家庭が増加するにつれて、BBCの番組視聴率の割合は年々減少しているが、最終案は「英国が放送業の世界的リーダーであり続けるために」、BBCがデジタル化で主導的役割を果たすことを期待すると述べている。BBCが国策の一端を担うことを明言したと言えるだろう。

デジタル化の恩恵は他のチャンネルにも及ぶであろうし、デジタル国家の発展に、BBCだけを特別扱いする必要が果たしてあるのだろうか。

○一年までの五年間、BBC経営委員会の委員長だったクリストファー・ブランド氏は、三月下旬、市民団体「視聴者の声」の会合の中で、受信料をデジタル化への移行に使うべきではないと述べている。「政府が政策を実行するためにBBCと受信料を使っているだけ」にすぎず、「BBCは政府が自分でやるべきことを実行するために受信料を使っているだけ」と警告した。

歯止めのない活動範囲

BBCは国民の間で圧倒的な支持があり、デジタル化が進んでも強い愛着は簡単には消えないと思われる。

しかし、その巨大さに危機感を抱くメディアは少なくない。最終案に対し、最も手厳しい見方をしていたのが『タイムズ』紙だった。三月十五日付の社説は、「オンライン時代にBBCがどこまでその帝国を広げるか、限度はない」として、地方で新規サービスを始めたい、あるいは国際情報の提供者になりたいと思っても、民間メディアの試みはBBCにつぶされる可能性があることを指摘。最終案がすべきだったのは、「BBCの活動範囲の境界線を定めることだった。その代わりに、境界を大きく広げ、英国を失望させた」として終わっている。

かなり悲観的な見方だが、「ここまで、受信料を使ってBBCがやるべきなのか」という批判には一理あることも事実だ。

例えば、最終案は「非常に競争率の高い市場」であるスポーツツイイベントの独占放映権獲得にBBCが参画することを奨励しているが、BBC以外のチャンネルがスポーツツイイベントを放映しても、視聴者側からすると、それほど大きく失うものがあるだろうか？

また、英国のネット利用者の四六%がアクセスするほどの大人気のBBCのオンラインサイトでは、「民間放送業者が既に提供しているサービスでBBCは提供すべきではない」という、政府が依頼した調査委員会の提言によって、スポーツ、ゲーム、連続ドラマに関するサイトサービスの一部を廃止しているが、提言前にはこうしたサービス

が行われていたことに驚かざるを得ない。

激変が予想されるメディア環境

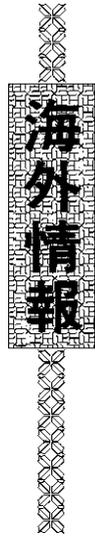
BBCが継続した受信料収入の独占にこだわらず、果てしなくサービス内容の拡大を目指してきた背景には、収入面では既にBBCを抜いている衛星放送SkyBの存在がある、と見てよいだろう。

スカイテレビのチャンネルを持つSkyBは英国内の有料テレビ放送市場の三分の二を占め、投資銀行モーガンスタンレー社などの予測によれば、○七年までに年間収入が四十五億^{ポンド}(約九千二百七十億円)にまで増加すると見られている。

一方、受信料制度ではなく定期契約制にした場合、BBCの○四年の調査によると、現在の受信料支払者の三分の一がBBCとは契約しないと見込まれるため、BBCにとっては収入がかなり減少する。

○四年―○五年時点で、テレビ受信機のある全戸の八六・六%がBBCテレビを、三〇・七%がスカイテレビを視聴しており、いまだ大きな差があるが、多チャンネルの家庭だけを対象にするとBBCが八四・五%、スカイテレビが四八・四%と差が縮む。

政府最終案は、巨大放送業者として拡大し続けるBBCの将来像を描いた。しかし、メディア環境の変化や激化する他放送業者との競争で、拡大計画に変更が求められる可能性は高い。英放送業界の再編が大きく進む十年間になりそうだ。



塊雑誌出版大手、日刊紙創刊へ

生き残り懸け、競争増す新聞業界

現在、情報グラフ雑誌『ニュース』などを発行するオーストラリア最大の雑誌出版グループ「ニュース・グルッペ」を率いるヴォルフガング・フェルナーが、『エスタラーイヒ』（オーストラリアの国名）と題する大部数の日刊新聞を今年九月に創刊、オーストラリア新聞界に参入する計画を三月十八日に発表し、注目を浴びている。

発表によると、『エスタラーイヒ』の紙名はアメリカの『USAトゥデー』からインスピレーションを得たという。フェルナーはこの紙名について「勇気のある」選択だと述べ、一般には「デーリー・ニュース」のような名称を考えるかもしれないが、われわれはこの紙名に「オーストラリア人意識」を込めた、と語った。また九月の創刊までに他の言葉を追加する可能性もあるが、『エスタラーイヒ』の言葉が消えることはない、と述べた。判型はタブロイドで、創刊時の発行部数は二十五万部を予定、日曜版は六十五万部まで部数を増加する計画という。読者は二十歳から四十九歳までの、高い学歴をもつ人々を想定している。紙面は三セクションで構成され、「政治・経済・記録・文化」「スポーツ・地域」「女性・ライ

フスタイル」に分けられる。フェルナーはこの新聞は「日刊報道雑誌」と呼ぶようなものになるだろうという。

創刊号は九月十八日に発行される予定だが、事前に購読を申し込んだ人は、二週間前にこれを手に入れることができる。フェルナーはさらに「エスタラーイヒ」の無料版も発行すると述べている。

このほかにフェルナーは、六月初めに開催されるサッカー世界選手権大会の機会に、無料日刊紙『WMライヴ』を創刊する計画も明らかにした。

これはサッカーに重点を置く読者対象を絞った実験的な計画で、三十ページ前後の面建てとし、発行部数は同じく二十五万部程度を予定している。しかし、判型や印刷の体裁などは、『エスタラーイヒ』とは当然に異なるという。

ヴォルフガング・フェルナーは一九五八年、十四歳の年で、弟のヘルムート・フェルナーとともに、ギムナジウムのなかで学生対象の雑誌『レンバーン・エクスプレス』を創刊して、雑誌出版のキャリアを踏み出した。この雑誌はオーストラリア全土で読まれるまでに成功したが、八四年にウィーンの日刊新聞『クリア』にこれを売却してしまふ。しかし、この雑誌はさらに別の出版社の手に移った後、再びフェルナーの手元に戻り、今日は『Xプレス』の誌名で発行されている。

その一方でフェルナーは八三年に弟と、ドイツのグラフ雑誌『シュテルン』をモデルに政治雑誌『バスタ』を創刊するが、これもまた八四年に

『クリア』に売却する。そして九二年にオーストラリアでコンピューターによって完全編集された最初の雑誌の一つ、『ニュース』を創刊する。この雑誌は二〇〇四年の「メディア分析」調査によると、百七万七千部に達している。フェルナーはこうした雑誌発行活動と並行して他の雑誌グループの買収も続け、〇一年にはオーストラリア最大の雑誌出版グループが築き上げられることになった。フェルナー兄弟はこれまで終始共同して事業を進めてきたが、このたびの『エスタラーイヒ』創刊計画を契機に、新聞部門は兄のヴォルフガング、雑誌部門は弟のヘルムートと、担当分野を分けることになった。

オーストラリアには、有料の日刊新聞が十七紙ある。そのうち、ほぼA4判に等しい超小型の街頭売り大衆紙『ノイエ・クロネン・ツァイトウング』が突出した位置にあって約百万部を発行、総人口八百万人のうち三百万人近くがこの新聞を読んでいるという。第二位は南部の中心都市グラーツに本拠を置く『クライネ・ツァイトウング』で三十万部に近く、第三位はウィーンの『クリア』で二十五万部を上回り、残る新聞の部数の割合は大幅に低くなる。第四位の部数を予定する『エスタラーイヒ』の参入によって、中期的にこれらの新聞がすべて生き残るかどうかを疑問視する指摘もある。オーストラリア新聞界の未来に思わざる変動が待っているのかもしれない。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

前途多難な道州制の実現 思惑交錯、答申後を展望する

三浦 一 紀

(時事通信社内政部)

第二十八次地方制度調査会（地制調、首相の諮問機関）が道州制の在り方に関する答申をまとめ、小泉純一郎首相に提出した。これまでは言葉先行であいまいだつた道州制について、政府として初めて定義付ける内容だ。都道府県の組み合わせとなる区割りも示しただけに、注目が集まり、報道も大きく答申を取り上げた。ただ、具体的な移行時期については言及を避け、道州制の導入が決まったわけではない。今後、議論の場は政治の場に移動するが、既得権益を失う中央省庁の抵抗だけでなく、自治体関係者や政治家の間にも、なお道州制の受け止め方には思惑が交錯する。実現すれば、明治の廃藩置県以来の大改革となるが、道の前途多難だ。

道州制は、現在の四十七都道府県を廃止し、地域ブロックなどを単位に再編する構想。今回の答申前にも、一九五七年の第四次地制調が七―九ブロックの「地方」に再編することを提言した。しかし、国の総合出先機関と地方自治体の両方の性格を併せ持つもので、長は内閣総理大臣が任命する「官選知事」との批判にさらされた。その後

も、関西経済連合会などが道州制の提言をまとめるが、データに基づいた本格的な議論は二〇〇四年三月に小泉首相からの諮問を受けての第二十八次地制調が初めてだ。今回の答申は、導入については、国民的な議論の盛り上がりという条件付きで、今後の政治判断に委ねた。ただ、地方分権を加速させるとともに、国・地方を通じた効率的な政府を実現する広域自治体改革の具体策として、「導入が適当」と提言した。

答申によると、国の役割は、外交、防衛など最小限に絞り、地方出先機関の事務は道州にできる限り移譲する。同時にいまの都道府県が担っている事務も市町村に大幅に移管し、道州は広域の事務を担う役割に徹するとしている。

道州制の背景には、まず政令指定都市や中核市・特例市など、スケールメリットの利点を生かして包括的な役割を担える財政規模や能力を身に付け、住民に身近な場所で行政サービスを提供する基礎自治体が増えてきたことがある。人口減少社会の到来や地方交付税の先細りが懸

念される中で、政府は合併特例債など手厚い財政優遇策を講じて市町村合併を誘導。「平成の大合併」が始まる前の一九九九年三月末に三千二百三十二あった市町村数は今年四月一日時点で千八百二十へと約四割も減った。地方分権の究極の姿は、住民のチェック機能が働く市町村に財源と権限を移し、より安く充実した行政サービスを行えるようにすることだ。

政府はなお、都道府県に地域内の望ましい市町村の組み合わせを示した合併構想づくりを義務付けた地域主導の合併を強力に促している。力を備えた市町村が増えれば、都道府県からの権限移譲が進み、地域における都道府県存在感も低下する。いまでも都道府県を指す「中二階」という言葉があるが、実際、県内に二つの政令市がある神奈川県、福岡県では県の影は薄い。

また、首都圏八都府県市によるディーゼル対策に代表されるように、都道府県の境界を超えて広域的な対応が求められる課題も増大している。

「道州は自治体」を警戒する霞が関

今回の答申では、都道府県を廃止して広域自治体として、道州を置くとしている。昨年七月二十二日に自民党道州制調査会（伊吹文明会長）がまとめた中間報告では、道州は「広域自治体」とする考え方と、「現在の国の地方支分部局（出先機関）と都道府県の機能・役割を併せ持つ新たな性格の団体」の両論併記だった。

答申は、道州制のメリットとして①地方分権と地方自治の充実強化②自立的で活力ある圏域の実現③国と地方を通じた効率的な行政システムの構築—の三点を挙げている。

地制調の議論では、道州制では行革よりも地方分権推進の観点を強く打ち出すべきだとの意見が委員から続出し、道州を国の機関ではなく、自治体として明確に位置付けた。

地制調関係者は「第二十七次地制調でも、地方分権の観点から、道州は国の出先機関ではないという点に気を付けて議論し、その流れを引き継いだ今回の地制調答申では自治体であるということをはっきりさせた」と狙いを話す。

道州が自治体と位置付けられることは、地方ブロックごとにある国の出先機関の「解体」を意味する。国の行政機関で働く国家公務員三十三万人のうち二十二万人は地方出先機関の職員。政府は現在、公務員総人件費改革や歳出・歳入一体改革などの一環として、国の出先機関をどうスリム化するかの課題に取り組んでいる。権限縮小を余儀なくされる霞が関は、まだ主要な政治課題でないために表立った動きは控えているが、内心穏やかではない。

今回の地制調答申では、国と道州の事務配分に関する考え方も示し、国から道州への移譲が想定される事務として、国道や一級河川の管理、地域産業政策など二十一項目を列挙した。ただ、これら項目は「オール霞が関」が参加して政府全体と

して検討、調整されたものではなく、事務局の地方分権の旗を振る総務省が主導した。

霞が関には「答申は、役割が低下したから現在の都道府県の在り方について見直しを迫っている。道州制にすると、なぜ役割が高まるのかという論理は全く理解できない」（中央省庁幹部）と不満がくすぶる。この幹部は「いっそ道州というものもなくした方がすっきりする」と総務省主導の道州制論議をけん制する。

「立証不能」なメリット

また、答申は道州制のメリットとして、圏域の諸課題に道州が主体的・自立的に対応していくことにより圏域間・海外との競争や連携が深まり、圏域も活性化されると強調している。これまでの中央集権的な政策プロセスと東京中心の経済などが、東京の一極集中を招いたとの反省に立っている。

経済規模だけみると、中国・四国、九州の内総生産（GDP）は、オランダに匹敵、東北もスイスやベルギーを上回る。北海道はオーストリアやデンマークと同規模であり、総務省は「わが国の地域ブロックの規模・能力は欧州先進国にひけをとらない」（自治行政局）と強調する。

しかし、地制調では現在の都道府県制度の限界や、道州制が圏域の活性化に役立つことを数字で裏付けるシミュレーションは行われていない。現在は県庁所在地であるが故に、人口や産業が集積

し、地域の政治・経済の中心としてにぎわっている。でも、「県都」の看板を失った途端に州都への資源の集積が進み、州内で新たな一極集中が生まれる可能性すらある。

「道州になれば、国に依存せずに自立する責任がある。明るい未来を築けるところだけでなく、できないところも出てくる。決してばら色じゃないんだ」。道州制推進派の自民党国会議員ですら、メリットだけを前面に出した論議にクギを刺す。

道州制移行で、道州の経済規模が拡大してオランダ、ベルギーに匹敵しても、法人二税や固定資産税の税収が見込める三大都市圏以外の税財政基盤は脆弱だ。今回の答申では、道州制の下での税財政制度については、国と地方を通じた税体系の見直しが必要となることから、詳細な制度設計は先送りされた。

自民党道州制調査会の伊吹文明会長は「難しいのは、国と道州、基礎自治体（市町村）の権限、財源をどう分けるかだが、そこは自民党も地制調もやっていない」と指摘する。「地方分権」をうたいながら、自立の道筋なき道州制構想を掲げるだけでは、絵に描いたもちにすぎない。

地方団体は、道州制を中央集権、東京一人勝ちの是正に向けた最後の切り札と位置付ける。地域ブロックの特色を生かした役割分担と連携で、海外と対等に渡り合える「自立で活力ある圏域」の実現につながる可能性があるという論理だ。

しかし、道州制の淡い期待だけが上滑りしている感はないだろうか。自民党の地方選出国会議員が地制調査後に開いた政局報告会でも、道州制に対する有権者の反応は鈍く、全く話題に上らないとの声も聞かれる。

過疎、離島地域とのかかわりが深い自民党関係者は「道州制になると、県庁からも遠くなるだけ。お金も落ちなくなるし、いいことはない。取り残されるだけじゃないか」と危機感を募らせる。地制調査関係者も「本当にそうなるかと言われると立証不能だ」と漏らす。

不発だったモデルの「道州制特区」

答申が描く道州制の実現は、道州制移行後も国の地方出先機関の管轄が変わらない北海道で権限と財源の移譲、規制緩和などを先行実施する「道州制特区」の成否がカギとみる関係者が多い。

道州制のモデルとして、内閣府と自民党は今国会への「北海道道州制特区推進法案」の提出を目指して最終調整している。しかし、権限を奪われる中央省庁が激しく抵抗し、国から道への権限移譲は、道道のうち北海道開発のために必要として北海道開発局が担っている「開発道路」や二級河川の整備など計八項目止まり。北海道の公共事業の補助率をかき上げる「北海道特例」は事実上維持し、「地方の分権と自立」という理想からも程遠い内容だ。取りまとめに当たった同党関係者も「小さく産んで大きく育てる」と苦しい積みに

追われた。

骨太方針とポスト小泉

現時点では、道州制の議論は盛り上がりを見せていない。「答申と同時に「蔵入り」（中央省庁幹部）をもくろむ霞が関だけでなく、「国会議員の多くは現実のものと思っていない」（自民党中堅議員）」と永田町の反応もいまひとつ。

道州制の推進には、強いリーダーシップが必要だが、小泉首相は「まず北海道だ」と道州制特区の行方に注目している。全国版の道州制を政治日程に載せるためには、当面は来年度予算の概要要求をにらんで六月に閣議決定する「骨太方針」での対応が焦点となる。

しかし、昨夏に骨太方針づくりにかかわった政府・与党関係者からはこんな声が聞こえてくる。「骨太方針は、いろんな政治家の声に配慮せざるを得ない。道州制が骨太の課題に上がるかどうか」

今年九月には自民党総裁選を控えるが、いまのところ安倍晋三官房長官ら「ポスト小泉」から歯切れの良い「道州制」をめぐる政策論は聞こえてこない。永田町・霞が関かいわいでは「ポスト小泉が、どのように道州制を政権公約などに位置付けるかだ」と一様に口をそろえるが、「小泉首相のように強い政治力で主導していくのは難しいのではないか」（自民党中堅議員）との見方も少ない。

一方、豪腕で知られる民主党の小沢一郎代表も地方紙との就任インタビューの中で、地方分権に関連して道州制には否定的な見解を示したが、国と基礎自治体の二層制とする「中二階」不要論を唱えている。

問われるメディアの真価

報道各社のアンケートによると、過半数の知事は道州制導入に「賛成」している。各地では、早くも州都をめぐる駆け引きや、区割りをめぐる思惑の違いも顕在化している。しかし、「住民から遠い巨大な自治体が生まれるだけだ」（佐藤栄作久福島県知事）などとの理由から慎重論も根強い。基礎自治体である市町村長からの生の声は、ほとんど聞こえてこない。

道州制導入の前提としては、まず住民の関心が高まり、地方分権や行革などのメリット、デメリットが正しく理解された上で、判断を仰がなければならぬ。わが国には衆参両院で国会等移転を決議しながら、とん挫した首都機能移転の苦い教訓がある。

答申直後は、メディアの報道もやや過熱気味だったが、ここにきてようやく熱は冷めつつある。道州制は本当に必要なものか――。道州制論議には、バイブル的な教科書も参考書もなく、「解はない」（地制調査関係者）。国民が正しい判断を下すために必要な情報をどれだけ伝えられるのか、メディアの真価も問われることになる。



ネットワークニュースに新時代

米国の女性ソロアンカー誕生

米テレビネットワークのCBSイブニングニュースで、米国の女性ソロアンカーが誕生することとなった。歴史的な大抜擢を受けたのは、NBCの人気朝番組「トゥデー (Today)」の共同ホストを務めてきたケイティ・クリリック (Katie Couric) (四九) である。クリリックはCBSニュースのアンカーと同時に、調査報道を代表する番組の「60ミニッツ」にもかわることとなる(『ブロードキャスティング・アンド・ケーブル』B&C・オンライン、二〇〇六年四月十日)。

〇四年から〇五年にかけて、三大ネットワークのイブニングニュースでは、二十年以上にも及ぶアンカー歴を積み上げてきたトム・ブロコウ (NBC)、ダン・ラザー (CBS)、そしてピーター・ジェニングス (ABC) がそれぞれ降板したが、同時に全米のイブニングニュースの顔が一気に若返りを見せてきた。

三大ネットワークニュースの中で、最もスムーズなアンカー交代が行われたのはNBCの「NBCナイトリーニュース (NBC Nightly News)」で、〇四年米大統領選挙の区切りがついた十二月、ブロコウから新鋭のブライアン・ウィリアムズ

(Brian Williams) (四六) にバトンタッチされた。ウィリアムズへの交代はブロコウが降板を表明した時から決まっておリ、引退の翌日からウィリアムズが登場した。

ABCの「ワールドニュース・トゥナイト (World News Tonight)」はカナダ出身のピーター・ジェニングスが肺がんを患ったことを告白して療養に入った時点でポスト・ジェニングスへの動きが始まった。〇五年八月のジェニングス死去を受けて、後任にボブ・ウッドラフ (Bob Woodruff) (四四) とエリザベス・バーガス (Elizabeth Vargas) (四三) が就任している。

ABCニュースのデビッド・ウェスティン社長によれば、共同アンカー制を採用することによりアンカーのどちらかが必ずフィールドから伝えることができることを狙ったという。ニュースアンカーが常時スタジオにとどまるという既成概念を打ち破ろうとしたとみられる。しかし、この斬新な取り組みが裏目に出る事件が発生した。イラク取材のため軍に同行していたウッドラフが、道路わきに仕掛けられた爆弾の攻撃を受けて重症を負い、共同アンカーの一角を欠いた。ウッドラフはワシントンDC内の病院で治療を受けているが、ニュースへの復帰はいつになるか見通しが立たない(『B&C・オンライン』、〇六年二月十日)。

CBSは〇四年秋、再選を目指すブッシュ大統領の選挙キャンペーン中に行なったブッシュ軍歴疑惑報道が信頼に足るものではなかったことからこ

の報道に深く関係していた「イブニングニュース (Evening News)」アンカーのダン・ラザーが「ニュース番組中、視聴者に対して「本心に申し訳なかった」と謝罪し、翌〇五年三月に降板した。報道の信頼性の代名詞と受け取られてきたCBSニュースは、後継が見つかるまでの臨時アンカーにシーファー駐日大使の兄にあたるボブ・シーファー (Robert Schaffer) (四九) を充てた。

CBSはラザー降板のかなり前から後継探しを始めていた。CBSニュースはエド・マロー、ウォルター・クロンカイトを擁して硬派の報道路線を歩んできたというプライドがある。それだけに、朝番組を担当していたケイティをソロのアンカーとして迎えることに抵抗感も存在したとみられる。これを払拭したのはCBSのレスリー・ムンベス会長である。広告収入アップを狙ってここ十年間にわたり取り組んできた番組強化戦略についてぶれない姿勢を示した。CBSイブニングニュースの平均視聴年齢は六十歳と非常に高く、これに投入できる広告は制約を受ける。クリックが担当してきた朝時間帯の視聴者は平均五十二歳、NBC「トゥデー」の視聴者層はさらに若い五十・九歳である。高齢化したニュース視聴者層の若返り戦略が当たればスポーツ広告収入の増加が期待される(『B&C・オンライン』、〇六年一月二十五日)。

クリリックとCBSの契約は五年で、登場は五月以降になる。(金山 勉 上智大学助教授)

創作性がない表示画面に著作権はない

マスメディア関連の裁判を見る (22)

(東京地裁 平成一五(ワ)一五四七八号)
 著作権民事訴訟事件ほか

佐藤 英雄

データベースのデータを表として作成し、表示する画面を勝手に利用されたとして、差し止めと三千七百万円の損害賠償を求めた事件。東京地裁(飯村敏明裁判長)は平成十六年六月三十日、表示画面は「創作的な表現とは認められない」として請求を棄却。控訴審の知財高裁も同十七年五月二十六日、一審判決を支持して請求を棄却した。同種の訴訟では「サイボウズ事件」(平成十四年九月五日、東京地裁判決)が先行事例としてあり、併せて紹介する。

無許諾利用されたソフト

原告はコンピュータソフトウェア開発と周辺機器などを販売する㈱マイクロラボ(本社東京都豊島区)。無許諾利用(複製権と翻案権侵害)されたとするのは、ユーザーが作成したデータベースをインターネットに公開したり、利用したりすることを目的とする「Proles Web」を名乗るソフトウェアである。

被告も同様の機能を有するソフトウェアで製作、販売したのは国際頭脳産業㈱(控訴審中に倒産し、訴訟は大阪の㈱ナニワ計算センターが引き

継いだ)。国際頭脳産業社は平成十二年十月、原告ソフトウェアに被告の商標である「Webce 1」を付けて販売するOEM契約を結び、二年間販売した。その後、それ以前から開発に着手していた被告ソフトウェアの前身となる「Webce 13」を販売し、さらに、改良を加えた「Webce 18」の販売を始めていた。

双方とも、データベースと連動するウェブアプリケーション開発ソフトの仲間で、従来のプログラム・コードを記述する面倒な作業をマイクロソフト社のエクセルに置き換え、開発効率を飛躍的に上昇させたのが特徴。争いになった画面は①本体画面②リポート等自動作成画面③ひな型設定画面④一覧表ひな型自動作成画面。

争点は①被告各画面表示は、それぞれ原告各画面表示の複製物または翻案物か②原告の被った損害額の二点である。

ボタンや表示に表現上の特徴

原告の主張によると①の原告本体画面は、上段に「円柱↓X」と表示されたデータベースのデータをエクセル上の「リポート」に書き出すための

ボタン、反対に「リポート」上でのデータの書き込みや書き換えをデータベースに反映させるための「X↓円柱」と表示されたボタンがあるなど表現上の特徴があり、創作性がある。

②の原告リポート等自動作成画面は、画面上部の説明文言の下に「リポート名」「テーブル名」を設定する枠、中段部分の説明文の下に、テーブルのフィールド名を選択する欄、下段部分に「ひな型例」と説明が表示されていることにおいて表現上の特徴があり、創作性がある。

③の原告ひな型設定画面は、上から順に「対応リポート」および「ひな型シート」を入力する欄、これらの情報をエクセルから取り込むための「取り込み」ボタン、「ひな型のタイプ」を選択する欄、エクセルへの書き出しや読み込みの指定を選択する欄や書き出し行を選択する欄の配置など表現上の特徴があり、創作性がある。

④の原告一覧表ひな型自動作成画面は「一覧表タイプひな型シート」の作成とセル位置の設定」の表題、「作成先」「書き込み位置」設定欄の並列表示、「列順番入替」の文字の上下にオレンジ色の△、▽などに表現上の特徴があり、創作性がある。被告画面は、いずれも特徴的な表現部分において共通し、機能が酷似している。また、明らかに原告画面に依拠して作成されたところもあり、原告画面の複製物ないし翻案物であると言える。これに対して、被告はユーザーインターフェースである画面表示には、表現上多くの制約があ

り、開発者の個性が表れる余地はほとんどない。従って原告各画面表示には創作性がない。

その理由として①ソフトウェアの開発においては、あらかじめ用意された部品を使用せざるを得ない②同じような部品を使用して、画面表示上の特徴を持たせるためには、各部品の配置、用語、説明文言を変える方法があり得るが、ソフトウェアの機能、ユーザーにとつての見やすさ、使いやすさ、理解のしやすさなどの観点から制約がある③本件各画面表示は、エクセルシートの画面上に重ねて表示されるため、小型で単純なものにしてエクセルシートの表示を妨げないという制約があり、選択の幅は限られるなどと反論した。

ありふれた表示画面

東京地裁はこれに対し、「著作権法上の保護の対象となる著作物は、思想または感情が創作的に表現されたものであることが必要であるが、創作的に表現されたというためには、厳密な意味で独創性の発揮されたものであることが求められるものではなく、作者の何らかの個性が表現されたものであれば足りる。この点は、プログラム等を用いてコンピュータのディスプレイ上に表示された画面が、著作権法上の保護の対象となる著作物と言えるか否かを判断するに当たっても、何ら変わることはない。」

「コンピュータのディスプレイ上に表示される画面については①所定の目的を達成するために、機能的で使いやすい作業手順は、相互に似通

つたものとなり、その選択肢が限られること、ユーザーの利用を容易にするための各画面の構成要素も相互に類似するものとなり、その選択肢が限られること②各表示画面を構成する部品（例えばボタン、プルダウンメニュー、ダイアログ等）も、既に一般に使用されて、ありふれたものとなっていることが多いこと③特に既存のアプリケーションソフトウェア等を利用するような場合においては、設計上の制約を受けざるを得ない」とした上で、争点となった原告各画面表示の内容ごとに検討した結果、「いずれも創作的な表現と認めるところではない」と判断した。

知財高裁（平成一七年（ネ）一〇〇五五号）も、

「原告各画面表示には、原告ソフトウェアの機能ないし操作手順を普通に表現したものにすぎないなどの理由から、創作的な表現があると認めることはできない」として原判決を支持し、控訴人（二審原告）の請求を棄却した。

「選択・配列」の著作物性主張

サイボウズ事件（東京地裁平成一三（ワ）一六四四〇号）は、インターネットエクスプローラやネットスケープ・ナビゲータの表示画面を利用してスケジュール管理やメール機能进行操作するウェブ・グループウェアの「サイボウズオフィス」を製作、販売するサイボウズ（株）（東京都文京区）

が、類似のソフトを販売していた同業他社に著作権（複製権、翻案権等）と不正競争防止法（周知商品等表示）で製造、販売等の差し止めと、一千

万円の損害賠償を求めた訴訟。

原告は、仮に個々の表示画面に独立した著作物性が認められなくても表示画面の選択・配列に創作性があれば、編集著作物に著作物性が認められるのと同様に、画面全体に一個の著作物性が認められるべきである。原告ソフトは、個々の表示画面が著作物であるほか、これらの選択・配列にも創作性があるから、表示画面の集合体としての画面も、著作物となるものである。

被告ソフトの表示画面は、サイボウズオフィスの表示画面に若干の変更を加えただけでそのまま模倣したものであり、両者は実質的に同じものであるなどと主張した。

一方、被告は、原告が一機能一画面の原則やサイトマップを挙げて著作権侵害を主張するが、一つの機能を一つの画面で表示することは典型的な使い勝手の問題であり、その点が共通するからといって、著作権侵害と言えるものではない。本件における原告ソフトの構造は、トップページの各アイコンからその意味する機能の画面にリンクして、そこから入力画面などへのリンクがあるという極めてシンプルな構造を採っており、ほとんどそれしかあり得ない構造である。

さらに、原告がソフトを開発して表示画面を作成するに当たっては、さまざま工夫や配慮をしたと主張するが、著作権として独占が認められるのは、その結果としての表現である。工夫自体を独占できる理由はなく、表現としての表示画面およ

びその相互関係などが類似して初めて著作権侵害となり得るのである。被告ソフトの表示画面やその相互関係は、原告ソフトのそれと類似していないから、著作権侵害にはなり得ないなどと反論した。

創作的特徴の共通はない

東京地裁(三村量一裁判長)は、「原告ソフトの表示画面と被告ソフトの対応する表示画面との間で共通する点は、いずれもソフトウエアの機能に伴う当然の構成か、あるいは従前の掲示板、システム手帳等や同種のソフトウエアにおいて見られるありふれた構成であり、両者の間にはソフトウエアの機能ないし利用者による操作の便宜等の観点からの発想の共通性を認め得る点はあるにしても、そこに見られる共通点から表現上の創作的特徴が共通することを認めることはできない。従って原告ソフトにおける個々の表示画面をそれぞれ著作物と認めることができるかどうかはともかく、いずれにしても、被告ソフトの表示画面をもって、原告ソフトの表示画面の複製ないし翻案に当たるといふことはできない」とした。

と表示画面の選択と配列を異にする。加えて、原告が指摘する原告ソフトと被告ソフトとの間で表示画面とその牽連関係(配列)を共通とする部分を検討すると、それらの部分における表示画面の選択・配列に創作性を認めることができない。従って原告ソフトの全体またはこれに含まれる個別のアプリケーションに属する表示画面の選択および牽連関係(配列)に、創作性を認めることができるかどうかはともかくとしても、被告ソフトにおける表示画面の選択・配列をもって、原告ソフトの複製ないし翻案ということではできない。従って原告ソフトの著作権の侵害を理由とする原告の請求は、いずれも理由がない。

不正競争防止法違反については、「名称やそのロゴマークが原告ソフトの商品等表示として周知となっている可能性はないとは言えないものの、個々の表示画面は、グループウエアとしての機能に伴う構成の域を出ない」として否定した。

著作物性を認めたものもある

【後書き】双方とも、個々の表示画面の創作性に対する裁判所の判断は、表示画面を見比べないと分かりづらいので省略して紹介した。

アプリケーションのソフトの集合体であるサイボウズの著作物性を否定した判決は、当時、ソフトメーカーにとって衝撃的であった。それでも判決は、原告ソフトの個々の表示画面について「創作性を有する思想・感情の表現として、著作物に該当すると認めることができるかどうかは検討す

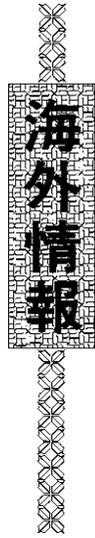
べき点がある」と含みを残した。

その一年九カ月後に出了たマイクロラボの判決は、ソフトの各画面が、いずれも「創作的な表現であるとは認められない」と、著作物性を全否定した。それでも、ソフト業界は、比較的落ち着いた受け止め方をした。「著作物とは何か」に対する理解が少し進んだということだろうか。

表示画面の争いは、建築積算システムのウインドウズ対応アプリケーションソフト「積算くん事件」(平成十二年三月三十日、大阪地裁判決、有斐閣刊『ジュリスト著作権判例百選第三版』に解説、久保利英昭)が最初。原告の表示画面を被告は、「業界で使用されている各種書式に依拠した初歩的、典型的なものであり、本質的に創作性がなく、原告の主張はアイデアと表現の混同である」と主張したが、裁判所は、「学術的な性質を有する図面、図表の類」と判断した。

ところで、ウェブサイトは巨大なメディアである。記述言語のHTML(ハイパー・テキスト・マークアップ・ランゲージ)は、著作権法上のプログラム言語ではない。そのため、プログラムの著作物としては争えない。著作物かどうかは、表示画面の著作物性で決まる。筆者は、ITソフトの公益団体が作るサイトで、著作権の質問に答えて六年を超えるが、時折、類似表示のサイトから侵害だとする「攻撃」を受けて悩む質問が舞い込む。争いは潜在しているのではないだろうか。

(朝日新聞社社友)



『台湾日報』も窮地に

経営難で身売りを検討

台湾では昨年十一月、有力な夕刊紙『中時晩報』が停刊したが、また一紙、伝統ある朝刊紙『台湾日報』が苦境にあえいでいる。給与未払いが半年にも及び、オーナーは身売りを検討中だ。

同紙は一九六四年創刊。さまざまな曲折を経て、今はジャーナリスト出身の顔文門氏が董事長（会長）。これまで、財界がてこ入れをし、政府・与党も支援を表明する中、経営不振が一向に改善されない。

同社の社員たちは、「台湾日報員工自救会」を組織して窮状を訴えたが、社側は同会の幹部を解雇するなどして、緊張関係が高まっている。

三月、台湾新聞記者協会は、事態の改善を強く求める声明を出したが、社側は応えていない。

台湾ではもともとオーナーの発言力が強く、しばしば専横である。そのオーナーが経営難に陥って新聞社を身売りするという事態は、これまでに「もさんざん」見てきた。

オーナーの支配力を示す事件としては、一九九一年、『聯合報』王愷吾董事長（故人）による徐瑞希記者解雇が有名だ。執筆した、政商にまつわる記事が王氏の逆鱗（げりん）に触れた。

身売りといえば、一九九四年の『自立晩報』の譲渡。一九七〇～八〇年代、国民党による言論統制期にあつて、しばしば独自の主張を展開して気を吐いた『自立晩報』が経営不振に陥って身売りしたのだが、売却先が国民党系の政治家だったことから、記者、編集者がこぞつて猛反対。経営者の編集介入阻止を目的とした「編集局綱領」の締結を社に迫る闘争も始まった。その支援の輪が、新聞社の枠を超えて広がり、台湾新聞記者協会の設立へとつながっていく（『自立晩報』はその後廃刊）。

上記二件に代表される事態は、突き詰めれば、国民党系もしくはその支持者のオーナー、経営者に、言論の自由を掲げる記者・編集者たちが対抗するという図式で、いわば分かりやすかった。

ところが、今回取り上げた『台湾日報』の場合は、様相がやや異なる。

そもそも同紙は一九六四年、新聞学者・夏曉華氏が『東方日報』の名で創刊、中南部で多くの農民の支持を得た。七六年、弁護士・傅朝樞氏がこれを買い取り、『台湾日報』に改名。政権に批判的な姿勢をとって発行部数を三十万部以上に拡大した。ところが、七八年、軍がこれを買収して、編集方針は百八十度転換。保守的な主張の代弁者となった。

九六年、経営難から一時停刊、軍はこれを手放す。う曲折はあつたが、同紙の経営を引き継いだのは、ジャーナリスト出身で『自由時報』前社

長の顔文門氏、および台湾経済界の重鎮・王永慶氏だった。また、司馬文武氏ら著名なジャーナリストも経営陣に参加。経営環境はもともと厳しかったが、リベラルな紙面づくりで、期待を集めた（本会報一九九七年二月号参照）。

ところが、二〇〇一年王氏が経営方針の違ひから資本を引き揚げ、司馬文武氏らも社を去るに至り、多様な言論を尊ぶ気風はうせ、顔文門氏の主張—台湾独立路線に一気に傾斜する。

現に、顔氏と、今や与党の陳水扁・民進黨政権は極めて近い関係にあり、だからこそ、同紙の経営危機に際して、「行政院が同紙支援のため、各公営団体に一千万台湾ドル（約三千六百万円）の広告出稿を要求」（香港・『明報』二〇〇五年十月三十日付）といった話になって、人々のひんしゆくを買っている。

社員は、これまでかなり抑制的に行動した。厳しい経営事情は分かるし、顔氏が金もうけ主義の経営者ではないことは確かだから。

しかし、顔氏がいくら有名なジャーナリストだったといつても、経営能力が高いわけではない。不動産投資に失敗して、もともと悪い経営状態をさらに悪化させたとも言われる。

経営能力の高い、かつ、「新聞の独立性」に理解ある新オーナーに、同紙を買ってほしい——というのが社員の本音だろう。だが、そんな都合のよい人物が現れる可能性は極めて低い。

（木原 正博）日本新聞教育文化財団

メディア談話室

流動化進む米メディア

藤田博司

この春先、三年ぶりにワシントン、ニューヨークを訪れ、旧知のジャーナリストやメディア研究者らと意見交換してきた。駆け足の印象論だが、メディアを取り巻く状況が随分と足早に変化しているように思われた。過去半世紀、テレビがもたらした変化にも勝る大きな変革の波が今後数年のうちに押し寄せそうな予感と言っているいかもしれない。

変革の波、足早に

その予感を一言で言い表せば、「流動化」だろうか。これまでニュース報道の担い手として大きな役割を果たしてきた新聞やネットワーク・テレビの力が衰え、インターネットの影響力が高まる兆しがだんだんはつきりしつつある。遠からず、新聞やテレビよりウェブサイトを通してニュースに接する人たちの方が多くなるかもしれない。とはいえ、インターネットが将来のジャーナリズムを支えていける条件が整っているわけではない。新聞もテレビも依然として生き残りへの模索を続けている。不透明な将来への不安を抱えなが

ら、メディアを取り巻く環境が一段と流動化の気配を増している。

変化が最も目立つのは、新聞をめぐる状況だろう。二〇〇四年以降、ごく少数の例外を除いて、有力紙がいずれも部数を大きく減らしている。ウェブサイトの広告収入が急増しているのに対して、新聞のそれは伸び悩んでいる(本欄〇六年一月号)。株価の低迷を不満とする投資家の圧力で売りに出されていた有力新聞チェーン、ナイト・リター(傘下三十二紙)は、より小規模の新聞チェーン、マクラッチーに売却されることが決まった。が、そのマクラッチーはすぐさま、そのうち収益性に乏しい十二紙を分割売却する方針を明らかにした。企業の利益優先の冷酷な論理が、新聞界の再編成を推し進めている。

利益優先の論理は、新聞界の人員削減にも表れている。〇五年には、『ニューヨーク・タイムズ』を含む主要紙で、人件費削減のための大幅な人減らしが相次いだ。『ワシントン・ポスト』は向こう一年で編集要員の約一割を削る方針を三月に公表している。

ネットに軸足移す

新聞の部数減や広告収入の伸び悩みをもたらしている最大の原因はインターネットの普及にある。ニュースをウェブサイトで読む人たちは急増の一途、若年層だけでなく、古くからの新聞の読者の中にも、ウェブサイトを活用する人が増えているようだ。それに伴って、広告も紙の新聞からウェブサイトへと流れている。

紙の新聞を脅かしているもう一つの要因は、ここ数年、ニューヨーク、シカゴ、ボストン、ワシントンなどの大都市に相次いで登場した無料紙だ。広告収入だけで賄い、主として通勤客を対象に駅や街頭で無料配布されている。ニュースはごく少数のスタッフによる取材と通信社の記事を基に編集され、短くエッセンスだけをまとめた形のものになっている。物足りないと思う読者もいるが、これを読めば有料の新聞を買うまでもない、と考える読者もいるだろう。

ワシントンで出ている二つの無料紙のうち『エクスプレス』はワシントン・ポスト社が発行している。経営は順調と言われるが、その広告収入は本来、『ポスト』があてにできる収入でもある。広告に関する限り『ポスト』は自分の足を食っているようなもの、との見方もある。『エクスプレス』を出すのは、その読者がいずれ『ポスト』の読者になってくれることを期待していることというが、期待通りになるかどうか、むしろ疑問とする

受け止め方が多い。

ワシントンでそれぞれ非政府組織の役員と弁護士を仕事にしている知人の夫妻は、自宅では『ニューヨーク・タイムズ』をとっている。が、長年愛読していた『ポスト』は最近、自宅での購読をやめた。「ウェブサイトで読めば十分と思えるようになったから」だ。『エクस्प्रेस』は「電車のなかで読みきれぬ便利な読み物」だが、それ以上のもではない、という。

AP通信の変身

新聞からウェブサイトへ、と流れが動いていることを具体的に実感させられたのは、ニューヨークでAP通信社の本社を訪ねたときだった。AP社は二年前に新社屋に移転したばかりだが、デジタル化された編集局全体が、これからのメディアの行く先を暗示しているように感じられた。

ひととき目を引いたのが、どのセクションでも編集者の席の前には三つの編集用スクリーンがセットになって設置されていたことだ。これは、ニュースを文字情報中心の新聞向け、映像・音声を伴った放送向け、さらに文章、写真、動画、音声をビデオ・パッケージにしたウェブサイト向けなど、それぞれの目的別に効率的に編集するための仕組みらしい。広い編集局の中でも、画像やビデオ、音声処理の設備などが大きな比重を占めている。ジム・ダナー上級副社長は通信社の仕事がいま、大きな転換期にあるという。かつての新聞・

放送向け中心の取材・配信から、ウェブサイトを通じたニュース伝達へと軸足を移しつつあるらしい。APはもともと米国内の新聞、放送で構成する協同組合主義の通信社だ。いまもこれらの加盟社向けの仕事を中心であることに変わりはない。しかし、いまや加盟の新聞社や放送局でさえも、それぞれにウェブサイトをもち、ウェブサイト上のニュース発信や読者、視聴者とのつながりの強化を重視し始めている。グループやヤフーなどの巨大なポータルサイトを通じたニュース発信も、APにとっては無視できない重みを持っている。

ジャーナリズムの担い手

気がかりなのは、この先、新聞の部数が落ち続け、人員削減で現場の取材力が衰えたとき、誰がニュース報道の担い手として残るのか、ということだ。

インターネットは確かにニュースや情報の伝送手段としては、既存のメディアより優れた部分が少ないからである。その利便性が読者や視聴者を引き付け、広告がその後を追って新聞から離れるのもそれなりの理由はある。

しかしウェブサイトから発信されている重要なニュースのほとんどは、主要な巨大ポータルサイトのものを含めて、新聞社や通信社が取材編集したものだ。これら伝統的なメディアのジャーナリズム活動なしには、ウェブサイトもニュースを発

信することはできない。問題は、このジャーナリズム活動の主要な部分を支えてきた新聞の将来に、いま文字通り暗雲が立ち込めていることだ。仮に新聞がジャーナリズムを支えきれなくなっても、これに代わるメディアの出現を期待できるという楽観論もなくなはない。しかし、ごく近い将来の問題として、ニュース伝達の主力が新聞やテレビの伝統的メディアからインターネットを介したメディアへ移行した場合、少なくとも現在の水準のジャーナリズム活動を維持できる、経済的に実現可能なビジネス・モデルが予測できるのか。この疑問を会う人ごとに投げ掛けてみたが、返ってきた答えはいずれも「分からない」だった。

メディア環境の目まぐるしい変化の中で、紙の新聞が死にひんする可能性もないとは言えない。テレビもインターネットもデジタル技術や携帯端末の発展によつてさらに変身することは避けられない。しかしメディアの態様がどう変わろうと、ジャーナリズムが民主主義社会で持つ存在意義は変わらないし、変えてはなるまい。

ただ現実には、これまでジャーナリズムの担い手であった新聞やテレビの影響力が着実に衰える一方で、それに取って代わる可能性を秘めたメディアのありようを誰も見極められないでいる。見極められないまま、状況は刻々と流動化のスピードを速めているように見える。

(早稲田大学客員教授)

プレスウォッチング

議会制民主主義の危機

国会審議せずに、不毛な駆け引き

『郵政解散→刺客劇』に次ぐ、『偽メール狂騒曲』

で政界は騒然、喧騒を極めている。米軍再編、BSE（牛海綿状脳症）、ライブドア問題など重要案件の国会審議が停滞している現状は、議会制民主主義を揺るがす深刻な事態だ。本稿で既に指摘したことだが、昨年八月、小泉純一郎政権の『郵政解散』の暴挙が、政治的・社会的大混乱を加速させたことは否めない。衆院で可決された「郵政法案」が、参院で否決されるや、衆参両院の協議も経ずに、衆院解散を断行した小泉首相の政治手法は「憲政の常道」を逸脱したものである。「解散は、いわば郵政法案への国民投票」と宣伝して国民をけむに巻き、問題選挙区に「刺客」を多数立候補させたゲリラ的戦術は到底許容できない。

代議制民主主義を踏みにじって「賭け」に出た結果が、絶対多数を小泉政権与党にもたらしてしまっただけで、さらに憲法改正や日米防衛一体化、医療・年金改革等の強行突破を企む「布石」に違いない。まさに独断専行の政治。ある評論家が「今の社会状況は、満州事変前夜（一九三五年ごろ）

に似てきた」と指摘していたが、国民もメディアも安易に見過ごしていると、「いつか来た道を招きかねない」と案ずるのは杞憂であろうか。

国会「幼稚園化」にがく然

「今や、政治という芸術が分からず、立候補する選挙区には縁も地盤も持たず、国会議員として役に立つ経験もない政治家が驚くほど増えた。松下政経塾の出身者に立派な政治家はいるが、いきなり国会議員になった『塾生』には未熟性が残っている。小泉チルドレンの中にもいい素材はいるかもしれないが、その多くは、よくいっても政治家の卵である。国会が『政界の幼稚園』と化してしまうと、メール問題のようなことが起こる。組織政党の長い伝統がある日本で、政党所属の国会議員が根柢のない情報という『爆弾』を党機関の精査もなく、無責任に国会の委員会で落とすことが許されたというのは、あきれざるばかりだ。組織政党としての徹底的な立て直しが新執行部の急務である」——日本政治の研究者・ジェラルド・カーティス米コロンビア大教授の痛烈な指摘（『東京新聞』4・2朝刊）は、ずばり本質を突いている。

永田寿康衆院議員の軽率な言動をチェックできなかった民主失点は大きく、前原誠司代表の辞任→小沢一郎代表誕生の波乱につながった。一方、民主党のお粗末さ追及の陰に隠れてしまった自民党の責任も厳しく問い続けなければならぬ。世間を騒がせた「ライブドア事件」は、堀江

貴文社長逮捕で「一件落着」ではないからだ。堀江氏が彗星のように登場した背景には、小泉・竹中経済政策（市場経済原理主義）があり、堀江氏を総選挙に利用した責任は極めて重い。郵政法案反対の急先鋒、亀井静香議員の選挙区（広島6区）に、自民党は堀江氏を「刺客」として送り込んだ。社長の肩書を外すことを拒んだため「無所属」となったものの、武部勤幹事長が「わが弟」をよろしくと絶叫し、竹中平蔵大臣が選挙カーで訴える様は、尋常ではなかった。

ホリエモン逮捕後、小泉首相は「事前に彼の行為を知るのは難しい」と釈明していたが、政治責任がないのだろうか。民主党の失態はしかることながら、「敵失」に救われた自民党のしたたかさを黙認できない。「ライブドア事件」の「引き金」になったと推察される小泉経済政策のひずみを、新聞各紙は執拗に検証してもらいたい。「格差拡大」の暗雲が世間を覆っている今、日本経済や社会を混乱させている構造的な問題にメスを入れる必要性を痛感する。

BSEの安全性審議に政治圧力？

BSE対策をめぐって米国産牛肉輸入問題は暗礁に乗り上げているが、安全性を議論してきた食品安全委員会プリオン専門調査会メンバーのうち半数の六人が三月末に辞任してしまっただけで、道路公団民営化委員会でも専門委員の大量辞任（残ったのは二人）騒動があったが、「またも……」の感が深い。「毎日新聞」は四月五日朝刊の一報に続

き、八日夕刊で六委員辞任の背景を追って『「残れば学者として信用を失う」『科学的思考さえ許されない』。辞めた委員は安全性に慎重な姿勢だったが、その言葉からは、学者としての危機感と同時に、政府に利用される諮問機関のあり方に対する批判も浮かび上がる』と指摘している。

同調査会を辞任した座長代理の金子清俊(東京医科大学大教授)は「安全対策の管理側(厚労省、農水省)は、彼らが求める答えを引き出す諮問しかせず、あり方自体がおかしい」と記者に語っており、「安全性より、輸入再開を急ぐ官僚の圧力」を示唆している。そもそも、輸入再開後の今年一月空輸された米国産牛肉に背骨付き危険部位が見つかって問題化しただけに、専門委員会の慎重論議が求められていた。一方、米農務長官は「六月の日米首脳会談までの輸入再開」を再三要請してきており、米外交圧力が「根っこに」あると推察できる。前号で考察した「米軍再編問題」と同様、「小泉政治」はどっちを向いているのか……国民不在の政治が嘆かわしい。

日歯連1億円献金のなぞ解けず

もう一つ、奇々怪々な政治献金に触れておきたい。東京地裁は三月三十日、自民党旧橋本派の一億円ヤミ献金事件で、同派会長代理だった村岡兼造元官房長官に無罪判決を下した。橋本龍太郎元首相、野中広務氏、青木幹雄氏が二〇〇一年七月、日本歯科医師連盟幹部と会食した際、一億円の献金(小切手)を受けたという事件。政治資金

収支報告書に記載せず、裏金処理をした容疑で村岡氏と元同派会計責任者が起訴された。会食に出席していなかった村岡氏は、当初から「濡れ衣」は「とささやかれていたが、元会計責任者の「村岡氏の指示」という供述によって「被告」の汚名を着せられてしまった。

しかし、村岡氏の疑いが晴れても、橋本氏への疑念がなお残る。判決でも「元会計責任者として」は、橋本会長に累が及び派閥が大打撃を受ける事態だけは避けたいと考えるのが自然である」と述べており、真相は依然やぶの中だ。橋本氏は一昨年の衆院政倫審(非公開)で「一億円は私が受け取ったのだらう」と証言しただけで、後は「記憶にない」と言い逃れたという。日歯連は二〇〇〇年から〇二年にかけて、自民党の「国民政治協会」に約十五億円もの政治献金をしている。そのうち数億円が特定議員へ渡る「迂回献金」だったようだが、検察も真相を解明できなかった。事件後の法改正で、政治団体間の献金は年間五千万円に制限されたが、「迂回献金禁止」にまで踏み込んでいない。「巨悪は眠る」政治風土を払拭するため、「政治とカネ」の透明化に向けて、言論機関は引き続き警鐘を乱打しなければならぬと思

白か黒か：政界の「オセロ現象」

最近の政治案件について考察してきたが、前段で指摘したように、日本の議会政治はがけつぷちに立たされている。危機管理がずさんで、国会審

議そっちのけの「場外乱闘」が目立つ。ポスト小泉の自民党に抜本的な政治改革を期待できるか。小沢民主党はドラスチックな政策提言を打ち出せるだろうか。「当世オセロ現象考」と題して、『東京新聞』「特報面」(3・3朝刊)が危険な時代に警告を発していたので紹介しておきたい。

「送金指示メール問題では自民党を攻めるはずの民主党が、お粗末な危機管理で一転し、批判にさらされた。まるで白が黒に裏返されるオセロゲームを見るようだ。このオセロ現象は、政界にとどまらず、産業界や社会心理にも現れる。……政界のオセロ現象と言え、昨年九月の総選挙が記憶に新しい。民主党は総選挙のたびに議席数を大きく伸ばし、政権奪取をうかがう勢いだったが、小泉首相の「郵政民営化」の一念で敗れ、次々に議席を失った。自公両党は小選挙区で約四九%、比例区で約五一%の得票ながら議席は三分の二を超える圧勝。制度自体がオセロ現象をはらんでおり、次の選挙では逆の結果もあり得ることになる。……政治評論家の森田実氏は、一気に流れが変わる社会に警告を発する。『政治にとつての最大の価値基準は戦争をするか、平和をとるかだ。戦前と今は似てきている。戦争は反対だと、危険な社会組織に歯止めを掛ける社会組織を持たないといけない。メディアが権力の手先になったら、チェックするのは市民組織のはずだ……』

自由な言論によって、強固な民主社会を構築しなければならぬ。(池田 龍夫) ジャーナリスト

放送時評

取材源秘匿で正当性認める・高裁

地裁判断は国民の知る権利を否定

同時期に異なる司法の決定

同一の案件についての民事裁判の尋問で、メディアの「取材源秘匿」の当否に関して全く正反対の決定が東京地裁で三月十四日、東京高裁で十七日になされ、大きく注目を集めている。これは米系健康食品会社・日本法人の「所得隠し」が日米両国税当局の調査で分かった、という一九九七年十月の日本側メディアの報道により「損害が発生した」との理由で食品会社が米政府に賠償を請求し、東京地裁は国際司法共助の建前から昨年十一月以来、『読売』の当時の国税担当記者への囁託尋問を行ってきた。

ポイントは、メディア側の「取材源秘匿」、すなわち「証言拒否」を裁判所が認めるか否かにある。これについて東京地裁民事第三十九部の藤下健裁判官は「記者が公務員等から守秘義務違反になる情報を得た可能性がある場合、取材源の秘匿は認められない」と大上段からノー。要するに公務員の情報漏えいが守秘義務違反であることをもっぱら強調し、その結果、憲法が保障する「国民

の知る権利」をも否定するに等しい論法になっている。

すなわち、「取材源の開示によって、以後の協力が得られなくなることがあっても、それは刑罰法令違反行為が行われなくなったことを意味するので、法秩序の観点からはむしろ歓迎すべきこと」「公衆は、刑罰法令により開示が禁止された情報の流通について、適法な権利(知る権利)を有していない」。さらには「裁判所が拒否を認めることは犯罪行為の隠へいに加担するに等しい」。粗雑で「特異な決定であり、「よらしむべし・知らしむべからず」といった封建時代の司直感覚とすべきであろう。しかし、同じ案件についての東京高裁第九民事部(雛形要松裁判長)三月十七日の決定はこれとは逆。NHK記者の証言拒否を妥当とした新潟地裁決定を追認、食品会社側の即時抗告を却下した。

高裁決定は「取材源は民事訴訟法の『職業上の秘密』に該当し、原則として、これを秘匿するための証言拒絶は理由がある」とし、「証言拒絶によって保護されるのは、取材源の公表によって深刻な影響を被り、以後その遂行が困難になる報道機関の取材活動上の利益」と指摘。そして「取材源たる者に公務員法違反の行為を要請する結果になるとしても、直ちに当該取材活動が違法となることはない」「取材源秘匿の必要が相応に認められることに変わりはない」としている。

取材源秘匿の正当性について上級審の高裁レベ

ルで判断が出たのは七九年の札幌高裁の決定以来二十七年ぶり。改めて記者の証言拒絶権が認められた意義は大きく、しかも今度は東京地裁の「異例な」決定とほとんど時機が同じだっただけに、その意味合いの重さは倍加しよう。

多事多難な民放界

ライブドアへの強制捜査からちょうど二カ月日の三月十六日、フジテレビは取締役会で、同社が保有するライブドア株式会社全部を宇野康秀USEN社長に売却することを決定、発表した。売却価格は一株七十一円で総額九十四億九千五百万円。宇野USEN社長は金融機関の融資を受け、ライブドア発行済み株式の二一・七五%を「個人の資格」で購入、代金支払いは五月三十一日。

個人でライブドア株式を買う理由について、宇野社長は①ライブドアがフジや個人株主から損害賠償を求められる可能性が高い②ライブドアの資産査定が済んでいない——の二点を指摘、リスクがUSEN本体に及ぶのを避けたいという意向を示している。いずれにせよ、これでライブドア再生の予測が立ち、USENの事業拡大、それから「お荷物」から解放されたフジという三者プラスのシナリオはできたことになるが、それが円滑に展開するとは思えない。

上場廃止、信用ゼロの段階に落ち込んだライブドアとUSENがどう提携するのか。そのUSENにしても有線放送最大手でリッチな企業とはいえ、ことテレビ放送に関しては番組作り、ネット

運営をはじめ「素人」の域を出ない。そしてフジの苦境を救ったことに間違いはないにせよ、フジによる対ライブドア損害賠償請求をめぐる、波乱はあり得る。

フジは昨年四月、こじれた抗争を和解すべくライブドア第三者割当増資の全株式を四百四十億円で引き受けていた。一株三百二十九円。それが今回七十一円で売却されたわけで、「三百四十五億円の売却損」が発生したことになる。フジでは、保有する銀行株の売却益で三ヶ月年度決算を最初赤字とする方針のようだが、ライブドア株の売却損については日枝久会長は「厳正に行う」旨を明言しており、ライブドアへの損害賠償請求は、フジが業績、視聴率で群を抜くナンバーワン社であるだけに注目されよう。

その日枝氏だが、三月二十六日の民放連・定時総会で同連盟会長を辞し、後任には広瀬道貞テレビ朝日会長が代わった。日枝氏はライブドア問題に関連した自社の経営問題で多忙なことを理由に挙げており、「これ以上、会員社にご迷惑は掛けられない」と強く言い切った。民放界も多事多難。三期目の続投を期待する向きは多かつたが、これでは致し方あるまい。

新タワー、墨田・台東に建設

NHKと在京民放五社の担当者による「在京六社新タワー推進プロジェクト」は三月三十一日、首都圏の地上デジタルテレビ放送用電波塔「新東京タワー」を都内の「墨田・台東エリア」に建設

することを決定、発表した。テレビの全デジタル化が始まる二〇一一年春には完成予定で、〇八年度には着工する。

高さは六百十メートル。現東京タワー三百三十三メートルの二倍近く、カナダ・トロントのCNタワー五百五十三メートルを抜いて世界一の電波塔が誕生することになる。三百五十メートルと四百五十メートルの二カ所に展望施設が設けられ、観光客でにぎわうのは確実。そのため誘致合戦は大変なもので自治体もその後押しに懸命だった。

候補に上ったもので十指に余るだろう。例えば、東京タワーに隣接して「新東京タワー」構想。新宿駅南口から代々木駅方面に延びるJRの「新宿タワー」。東京八王子に計画された「多摩タワー」。埼玉県大宮中心の「さいたま新都心タワー」。豊島区でも「このままでは池袋は通過駅になってしまう」との危機感からサンシャイン周辺への誘致が進んだ。しかし、やはり最も有力で地元の要望も強かったのが墨田・台東エリア。ここも当初の「上野の山」から浅草地区に変更された。

テレビ六社による推進プロジェクトは、昨年三月ここを候補地に選定したのだが、災害時のバックアップ機能を考え、「さいたま新都心」をも一つの候補地とし、検討を進めてきた。しかし各局に近くて便利なこと、地元支持の強さが圧倒的なこと、またサービスマス地域の端で起りやすいデジタル放送特有の「混信」が、「さいたま新都

心」は「墨田・台東エリア」の約七倍発生するということから、放送の継続性・安定性という観点で最終的にまとまった。

建設予定地は墨田区業平橋・押上地区で東武鉄道伊勢崎線の業平橋駅と押上駅に隣接する貨物操車場跡地。土地を所有する東武鉄道が五百億円かけて建設し、今後、運営を担当する事業会社への出資を募るわけで、既に東武鉄道では社内準備室を設けている。放送局も数億円ずつ出資する見通しだが、「店子」として賃料を支払う形式になる。

現在、東京タワーから送出中の放送電波は、NHK、民放五局、放送大学テレビ、東京メトロポリタンテレビの在京全局九波、全FM五波。三百三十一メートルの個所にNHK。その下ほぼ十メートル間隔でテレビ朝日、フジテレビ、TBS、日本テレビ、テレビ東京の順に二百七十七メートルのところまで並んでいる。もちろん、これらはアナログアンテナであり、二〇一一年のアナログ停波とともに撤去されることになる。そしてFMラジオ局の電波発射は今後も続けられる。

なお、モスクワ市北部のテレビ塔「オスタキンノ」(五百四十メートル)が火災になり、放送が止まったのは六年前のこと。主要テレビ局、ラジオ局の放送ができなくなり、全土のテレビがまひ状態になったというから恐ろしい。そして市民生活は一月も大異変。大きな教訓である。

(大森 幸男 放送評論家)

◎理事会・評議員会

【新聞通信調査会と財同盟育成会】は三月二十七日、会議室で評議員会、理事会を開き、平成十八年度事業計画・収支予算、職員就業規則・嘱託就業運用基準の制定などを原案通り承認・可決するとともに、次の通り理事一人辞任、評議員一人選任を承認・可決した。

〔理事〕米忠一(退任)、〔評議員〕若林清造(新任)、いずれも三月二十七日付

◎同盟クラブ理事会

同盟クラブは三月二十七日、会議室で理事会を開き、平成十八年度事業計画・収支予算を原案通り可決し、同盟クラブ入会希望者十四人の入会を議決するとともに、理事一人の辞任を承認した。

〔理事〕米忠一(退任) 三月二十七日付

◎岩永、古野両氏の墓参り

新聞通信調査会の前田耕一理事長、同盟育成会の犬養康彦理事長と猪目寛理事・同調査会事務局長は四月二十一日、東京・多磨霊園の岩永裕吉、古野伊之助両同盟通信社長の墓参をし、遺徳をしのんだ。

両財団はハナミズキが満開のこの時期、古野社長の名日前に毎年墓参りを続けている。

〔悲報〕

藤原 紘氏(元時事通信社取締役、元時事総合研究所代表取締役) 4月6日午後5時5分、食道がんのため死去、67歳。喪主は妻瑛子(えいこ)さん。自宅は東京都杉並区上荻4の25の2

田中 義敏氏(元時事通信社編集局証券部次長)

4月2日午前1時、胃がんのため死去、81歳。喪主は妻美恵子さん。自宅は埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1の4の5の201

佐藤 啓之氏(元共同通信社社長室幹事)

(局長待遇)、元整理本部長、元大阪支社次長) 3月13日、肺炎のため死去、89歳。喪主は妻貴子(よしこ)さん。自宅はさいたま市見沼区南中丸1290の6

寄贈の書籍・資料(20)

岸本 康氏から

- ・役員及職員名簿(共同通信社、昭和23~40年版)
- ・通信社史(通信社史刊行会、昭和33年12月5日)
- ・共同通信社の二十年(共同通信社、昭和41年3月31日)
- ・共同通信社三十五年(社史刊行委員会、昭和56年10月1日)
- ・回想 共同通信社50年(社史刊行委員会、1996年6月28日)
- ・共同通信の労働運動五十年の歩み(共同通信労組五十年史編集委、1997年6月10日)

◎講演会

【新聞通信調査会と同盟クラブ】は四月二十六日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は共同通信社社会部編集委員の佐々木央氏。演題は「教育問題を考える」だった。

目次(五月号)

まだ二山も三山もー自民総裁選	大室 真生	1
英「放送白書」に見る改革の行方	小林 恭子	6
前途多難な道州制の実現	三浦 一紀	10
マスメ関連の裁判を見る(22)	佐藤 英雄	14
【メディア談話室】		
流動化進むメディア	藤田 博司	18
【プレスウォッチング】		
議会制民主主義の危機	池田 龍夫	20
【放送時評】		
取材源秘匿で正当性認める・高裁	大森 幸男	22
【海外情報】		
① 填雑誌出版大手、日刊紙創刊へ	広瀬 英彦	9
② 米国初の女性ソアーカー誕生	金山 勉	13
③ 『台湾日報』も窮地に	木原 正博	17

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
 発行所 財団法人 新聞通信調査会
 〒100-5101 東京都港区虎ノ門一-五-一六
 (晩翠ビル四階)
 ☎(03)三五九三-1081(代)
 振替口座0002-2014-73467番
 印刷所 株式会社 太平印刷社
 ©新聞通信調査会2006